

## 第3回コミュニティ基本構想審議会議事録

平成17年1月25日  
第二委員会室

太田会長

(挨拶)

レジュメに沿って会議を進行していくが、市民参画条例・コミュニティ条例などの勉強会が主体になる予定。先ず、議事録の確認をお願いします。

平田委員

4ページの「市民が市役所への要望・苦情の防波堤になるのではないか。」のところで、市民から市役所への要望・苦情の防波堤に、コミュニティがなるのではないか。」に訂正。

水島委員

「市全体としてあった子ども会や、各種団体は今後どうなるのか」という質問をし、北崎委員は、「学校の立場からコミュニティを考えたい」と言っていたがそれが入っていない。もう一つ、立石委員の報償金の発言のところの意味が分らない。報償金という言葉の意味も分らないし、役員手当の話だったのではないか・・・もう一度教えて欲しい。

事務局

確認し、入れたほうが良ければ入れます。

太田会長

本人の要望があれば入れておけば問題ないが・・・

水島委員

北崎先生の件も2点あったので・・・

太田会長

先ずその問題を先にして、それで良いか。

水島委員

どちらでも良いが・・・

太田会長

どちらでも良いなら削除されても良いか。

水島委員

勉強の段階だからいらないというならそれはそれで・・・

太田会長

本人の意思が入れて欲しいなら入れるし、これで良いのであればそのままにする。どちらか。

水島委員

では、入れて欲しい。

太田会長

市民の代表的な意見と思うので取り入れて下さい。

事務局

確認をとり、入れておきます。

太田会長

もう一点は、立石委員の発言がわからないという事か。

水島委員

まちづくり報償金という事自体が・・・

太田会長

会長手当の問題の話で、市から活性化資金として今までの行政区長の手当を無くして、そういうものを一緒に上げているので、各コミュニティの中で会長の手当等をいろいろ決めているということで、吉武の立石委員のところでは、そういうところが増額になったというような趣旨だったと思うが。聞き漏らされたというのはそういうことでしょう。

水島委員

太田先生がおっしゃったように・・・

平田委員

報償金の趣旨が分っていないということじゃないか。事務局から報償金がこういう風に変わったという説明を受けた方が良いのではないか。

太田会長

再度説明してもらいましょうか。コミュニティの活性化資金の中の報償金、会長手当などについて。

- 事務局 まちづくり報償金の制度がよく分らないので確認したいということなのでですか。
- 太田会長 よくこのあたりが分らないということでしょうか。
- 水島委員 はい、そうです。
- 立石委員 まちづくり報償金は、まちづくり交付金のことで解釈して良いか。
- ？ 所謂、自治会長報償金として出ているまちづくり交付金の中に含まれている。旧の場合はどうなのか、こういうふうに変わったという制度の問題を含めて分らないところを説明して欲しい。
- 事務局 今、議事録に出ているまちづくり報償金というのは、17年度から始まったまちづくり交付金のことで、16年度までは市長が自治会長、区長に対し特別公務員として委嘱していた。行政との連絡調整や、行政からのいろいろな依頼を受ける褒章として、行政区長に市からそれぞれ報酬を出していた。この報酬を出す制度を16年度一杯で廃止し、その総額を各コミュニティに移管した制度である。もう少し詳しく言うと、区長が直接支所からもらっていたが、廃止したとしても、区長の業務は当然残ってくるので、市からコミュニティに渡したまちづくり交付金を、コミュニティから各区長に報償金として出すとなった制度のこと。
- 太田会長 よろしいか。
- 水島委員 はい。最初の報償金は交付金のような気がするが違うか。
- ？ 立石委員が言われたまちづくり報償金というのは、まちづくり交付金の中で報償費が出ているということをまとめて、まちづくり報償金という言葉になったと思う。それで良いか。
- 水島委員 わかりました。
- 太田会長 その他になければ、前回の議事録はこれで宜しいか。
- 事務局 議事録については、事前に委員各位に配っているので、追加や訂正は直接事務局にお願いしたい。事務局で訂正なり挿入し、議事録での確認としたいがどうか。
- 太田会長 次項から自分の発言について相違があった場合は、事務局に一報してもらい、訂正があった場合は訂正箇所を発表し、委員の了承を求めるというかたちにしたいが、良いか。
- 委員 (同意)
- 太田会長 では、そうします。次に、宗像市市民参画協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例についての説明・解説をお願いします。
- 事務局 宗像市市民参画協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（以下「市民参画条例」という。）についての説明をする。市民参画条例は、平成16年3月に第1回審議会を実施し、昨年5月までに25回の審議をもって答申、その後、議会に提案し、一部修正のうえ、今年の1月1日から施行されている。25回の審議会は10人の委員で構成され、そのうち3人は市民公募し、途中、メイトムとユリックスにて出前審議会を設け、又、市の広報（パブリックコメント）を行うなど、幅広く市民の意見を聴きながら、審議会委員ひとりひとりが、条文を作るというかたちで、市民手作りの条例として出来上がっている。この条例にできるだけ市民に親しみ、活用してもらい、宗像市の市民活動・ボランティア活動・まちづくりが進むようにと思っている。

～以下参画条例の説明～

## 【概要】

- 1 市民参画・・・市の計画や条例を作る際、市民ひとりひとりが、意見を述べる事ができる機会を保障し、その声にきちんと耳を傾け、計画・条例を作っていくということを条例に盛り込む。（計画や条例の作成過程に市民の意見をきちんと反映する。）
- 2 協働・・・ボランティア団体等と市が対等にまちづくりを進める。宗像市は子育て・環境・福祉などのボランティア活動が盛んな地域。例えば環境でいえば、釣川クリーンや、緑の会など、いろいろな活動をしていく際、市と一緒にやることによって、よりよいまちづくりを進めていく。（市民と行政が一緒にまちづくりをしていく。）
- 3 コミュニティ活動の推進・・・これまでも、コミュニティ活動の推進を施策の大きな柱と位置付けてまちづくりを行ってきた。これを改めて条例の三本柱として位置付けた。コミュニティ組織が地域のまちづくりを進め、地方分権から地域分権へということで、原則として小学校区域をひとつのエリアとしながら、その住民が主体的に自発的に、責任を持ってまちづくりを進めていく。この主な対象を運営協議会としている。

## 【詳細】

### （市民参画の対象）について

従来、条例を作る際、担当課によつては、何もせずに条例を作ったり、審議会やパブリックコメントをしてきて、課によつて判断がまちまちだった。これを市として統一して取り組んでいく基準を設けた。これからは担当課によるのではなく、市全体として行っていく。市民参画の対象の説明は以下の通り。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更・・・マスタートップランや、コミュニティ基本構想などコミュニティに関する総合的且つ基本的な計画（市の全般的に定める計画）
- (2) 市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃に関する案の策定・・・この市民参画条例も市民活動や市政運営の大きな柱を定める条例なので対象になる。環境保全条例の環境の基本の方針を定めるものや、男女共同参画推進条例など男女共同参画を進めるにあたっての基本の方針を定める条例など。
- (3) 市民等に義務を課し、権利を制限する条例の制定・・・罰則を設けたり、市民が何かを違反した場合、ペナルティを設けるなど、義務や権利を制限するもの。
- (4) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃・・・例えば、全市の分別収集の導入など。
- (5) 公共に用に供する大規模な施設・・・（例）建設予定の新物産館（道の駅）などを含め、コミュニティ・センターなども未整備のところは順次必要に応じて設置していくが、基本的にコミュニティ・センター規模以上の施設は大規模施設に該当し、対象となる。

以上最低限この5項目に該当するときは、市民の意見を聴くこと、きちんと条例の中で盛り込んだ。それ以外は聴かないという意味ではない。例えばこれまであった市長への手紙や、各地域でのまちづくり懇談会などを無くすということではなく、それらも拡充していく。今までのプラスαということ。

### （市民参画の方法）について

以上の5項目に該当した場合の市は、以下4項目のうち最低1項目実施し、必要な場合は、複数項目実施する。

- (1) 市民意見提出手続・・・審議会の設置をし、市民の声を聴いていく。
- (2) 附属機関等の設置・・・パブリックコメントとして、計画・条例の案ができた場合、市の広報・ホームページ・各コミュニティ・センターなど、市民がよく行く場所に掲載し、市民の意見を求め、採用となれば反映し、できない場合はその理由を添え

て公表する。

- (3) 市民説明会を開催
- (4) 市民ワークショップ

〈意見を述べることができる人〉

- (1) 市民
- (2) 市内通勤者
- (3) 市内通学者
- (4) 市内に事務所などを持つ人
- (5) 利害関係者（計画や条例に利害関係のある人）

（市民政策提案手続）について

ワークショップやパブリックコメント、審議会などは、市が設置してきたが、そうではなく、市民が自発的にまちづくりをしていくように、18歳以上の市民（永住外国人含む。）500人以上の市民が提案し、条例や計画を作っていく制度を設けた。

例えば、衛生組合連合会でペットの糞が問題となり、ペットの飼い主のモラルを上げる取組みをしていきたいが限度があるため、飼い主にペナルティを設けてはどうかという議論になっている。こういう場合にも500人以上の署名を集めれば、新たな条例を作りたいと、市に提案できる。

（住民投票）について

まちづくりの中で住民の意思がどこにあるのか見定める意味で重要な制度であり、市民の3分の1の請求があれば、住民投票を行うための制度を条例として作ることを条例に盛り込んでいる。ただし、3分の1の請求により、市長が議会に提案するが、議会で却下された場合、住民投票は実施されない。

※理由 住民投票を行う場合はその自治体にとってあまりいい状況ではない場合は多い。これまで、巻町の原発や吉野川の可動堰など、その地域の住民の意見は真二つに別れ、政治的・行政的に混乱している状態になる。本来は行政から混乱しないように説明し、情報公開していくのが筋である。住民投票は最後の最後であり、伝家の宝刀という位置付けをしている。

### 第三章 協働について

ボランティア団体や市民活動団体と一緒にまちづくりをやっていく。従来、市民と行政は主従の関係とよく言っていたが、今後は対等なパートナーシップの関係で一緒にまちづくりをやっていこうというのが協働になっている。協働の進め方としての条例を以下5点明記した。

- (1) 情報の共有
- (2) 説明責任を果たす。
- (3) 対等の立場（お互いを理解しながら目的を共有する。）
- (4) 互いの自主性・特性を尊重しあう。
- (5) それぞれが自覚と責任を持ちながら、協力し、連携すること。

一見当たり前のことだが、今まで当たり前のことを行わていなかったのではないかという反省を含め敢えて定めた。

（行政サービスの協働の報告）について

協働の公開性・透明性を諮る。これから協働を進めていくに当たり、例えば、コミュニティとの協働を進めていけば、まちづくり交付金、ボランティア活動団体と協働を進めていくのであれば、委託金や補助金が市から出て行く。委託金・補助金を含めて税金なので、責任を持って活動し、収支もきちんと報告されると思うが、他の自治体では、運営が曖昧になったり、うやむやになる団体もあるという報告もある。きちんと説明してもらい、他の市民が見ても、納得し、誤解の無い様にしてもらう。事業を起こす際は、事前登録し、事業の終了後に報告書を出し、公開することによって、透明性・公開性を図っていく制度を設けた。これ

により、市民の理解をより深めていきたい。

#### (協働事業の提案)について

市民が積極的に協働の提案ができる。審議会の委員の発言から生まれた制度。審議会の中でボランティア活動している人が、従来、行政がしていることを、自分達ができると言っても、なかなか任せられない。現在行政が行っている活動でも、自分達が行った方が、より市民の意見を聴き、肌理の細かいサービスが出来るということがあれば、提案してもらい、必要に応じて、第三者の意見も聴きながら、ボランティア団体と市とが協力してやっていくということの協働の提案ができる制度。

以上が協働になるが、条例の中で協働に関してはあまりあれこれとは書かれていない。協働については基本的にボランティア活動であったり、市民活動団体のような自主的・自発的活動団体なので、団体の活動を制限したり、活発な活動の阻害になっては困るので、最低限必要なしきみを条例に盛り込んでいる。それ以外については昨年定めたボランティア活動の指針に基づき、柔軟に条例を定めている。

#### 第4章 コミュニティ活動の推進（条例を追いながら、説明したい。）

**第36条** コミュニティの推進の主体はコミュニティ運営協議会・地域住民なので、あまり細かくは書いていない。民主的運営、公開・透明性を図るなど、最低限必要なルールを定め、それ以外は団体の創意に基づき、規約を定めたり、公開で今年度の活動を定める議論などをしてもらうということになっている。地域住民（第2条の原則として小学校区域の住民）は自らの権利と義務を踏まえ、コミュニティ活動に積極的に参加して下さいということを書いてある。

**第37条** コミュニティに自主的な組織としてコミュニティ運営協議会を置くと書いてある。これは、ある意味では当たり前のことかもしれないが、従来コミュニティは大きな柱と言いながら、宗像市の条例では何も定められていなかった。条例の中で改めてコミュニティ運営協議会を中心に行っていくことを確認するということで載せている。

**第38条** コミュニティ運営協議会は当該コミュニティにおける自主的な活動を推進とともに、市と行政の協働を行う。例えば、まちづくり交付金に含まれる道路や公園をきれいにしていくなど、従来行政が行ってきたものをコミュニティが行い、その諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び住民生活環境の向上、安全な生活の確保等に図るということをコミュニティ運営協議会の役割として定める。

**第39条** 運営協議会は、その運営の透明性・公平性を図り、コミュニティ活動がより推進されるよう次の措置を講じる。コミュニティ運営協議会が基本的に民主的な運営ができるよう、責務を定めている。36条から39条までの一見当たり前に思われるような箇所については、審議会の中で行政法の先生から、コミュニティを市のなかの大きな施策として進めているのは分ったが、コミュニティ運営協議会は他自治体やあまりコミュニティに係ってない人からするとどういう団体か分らない、それならば、条例の中できちんとその役割と責務を位置付けておく必要があるのではないかという意見もあり、改めて載せたという経緯がある。

**第40条** 規約を定め、会長、副会長を置き、毎年総会を開く。臨時総会を開く。コミュニティ運営協議会の必要なルールについて書かれている。

**第41条** コミュニティ・センターがコミュニティ活動の拠点である。

第2項で、コミュニティ運営協議会がコミュニティ・センターにおいてどうすることをやしていくのか、地域住民が交流するための環境の整備、コミュニティに係る情報の収集を努める等。

**第42条** 行政サービスの協働についての規定。市とコミュニティ運営協議会が一緒にまちづくりをしていく。今まで、行政が行っていたものを、地域でしたほうが良いことについては地域で自主的に行っていく。これを積極的に行う事を双方で確認という意味で第1項に定めている。第2項では、行政サービスの協働を行うにあたっては、より多くの行政サービスの協働が行われるように、市とコミュニティ運営協議会が互いに連携し、行政サービスの協働化がもっと生み出されるように努める。

第43条 行政サービスの協働の登録。ボランティア団体と同じように協働事業を進めていくと、公金・税金が出ていくので、使い道については透明性を図る。予め、登録してもらい、事後には、実績報告書を出してもらう。それを公開することにより、更に協働を進めていくことを定めている。

第44条 コミュニティ運営協議会とボランティア団体との協働を定めている。一部地域では、コミュニティ運営協議会とボランティア団体の意思疎通が図られていないという意見も踏まえ、コミュニティ運営協議会とボランティア団体が連携・協力していくと定めている。  
(宗像市市民参画推進審議会の設置)について

この条例の第三者機関として、宗像市市民参画等推進審議会を置く。この審議会は、公募による委員(公募終了)を入れ、この条例がきちんと適正に運営されているかチェックする審議会を置き、より良くしていくための意見も述べてもらうことになっている。

以上が市民参画条例の説明。質疑等して欲しい。

太田会長 今、説明があったが、いろいろ質問のある方がいるのではないか。挙手して質問してください。

平田委員 市民参画条例の件だが、この内容を宗像タウンページに掲載できるか。

事務局 昨年10月1日以降、既に連載して掲載している。

平田委員 内容が全部出ているか。

事務局 紙面のスペース上全文の紹介はできなかったが、概要は入っている。

平田委員 全文を載せて欲しい。それができるか。

事務局 広報の内部的な話になるが、広報を作成する部署と話をし、全文を載せるとスペース的に厳しいということで、概要のみ載せている。ホームページでは全文が見られる。インターネット環境の無い人は、コミュニティ・センターの地域インカラを使い、全文を見て欲しい。

平田委員 市民参画で全市民の理解を得るとするなら、全文を載せる必要があると思う。概要説明で終わってはいけないし、ホームページはパソコンをやっているので分からぬ。わざわざ出てきて、そこで見るというのも不可能。特別号を出してでも掲載すれば、内容が市民に行き渡る。見る人は見るし、保存する人もいる。関心は高まると思う。コミュニティ運営協議会をしても、幅広く理解していない人は沢山いる。市役所にいると分らないと思うが、特別号を出してでもきちんと掲載するのが望ましい。

谷山委員 全文というのは、条例全文か。

本村委員 平田委員の発言に賛成。一般の人にはコミュニティ活動の金銭の流れや運営方法などが行き渡っていない。携わっている人は良く分ると思うが、普通の会社員などは殆ど感心が無い。しかし、今後このことはみんなが理解していかないと、この運営は成功しないと思う。是非、タウン誌特別号などPR活動を積極的にして欲しい。そうしないと市民皆が関心を持ち、ひとりひとりがどう運営協議会に係っていくのか、なかなか理解されないのではないか。

太田会長 何回かに分けて細切れで載せていると、一部を捨ててしまうと全文が残らないことがあるので、できれば全文を載せたものを1ページ掲載すると効果的であるという意見もあるが、市の広報課との問題もあるでしょうから、検討願うということですか。議事録に留めて・・・

事務局 広報の担当と協議し、検討したい。

本村委員 この条例を載せることもだが、よく理解してもらうというのが真意なので、これだけに限らず、今後各運営協議会の内容・活動の良いものを積極的に取り上げ、市民全体に浸透するよ

	うにして欲しい。
事務局	市のホームページのリニューアルの検討がなされており、その中で、各地域の取り組みなどもう少しPRしていかなければならないという話は出ているので、そこでも協議していきたい。
本村委員	是非お願いします。
岩木委員	第三者機関による条例のチェックや、条例をホームページ他で市民に伝えるのも大事だと思うが、言いたい事が二つ有る。一つは、宗像市が進めるコミュニティの推進強化というのは、現場にのみあると思う。具体的にいうと、自分は自由ヶ丘に7年間いるが、12月の役員会で宗像市が自由ヶ丘15157人に対して、888万円を提示したので、区長はそれを皆に伝えなければならない。しかし、なかなか伝わっていない。ひとりひとりが自覚し、区長を選び、区長が自由ヶ丘コミュニティにきているが、提示された案は自治会長を経て、役員会、運営協議会、組長など下ろしていかなければいけない。いくらこういう条例等ものを作っても血液の循環が回らないことには、いくら条例を作っても、こんなことを繰り返す。ライブドアと一緒に、物は作らずに、マネーチームばかりしていると、大根はできないし、おいしい肉はできない。だから、自由ヶ丘なら自由ヶ丘コミュニティに一人でも多く市民の人に行事や祭りに参加してくださいと、それがコミュニティの発展につながるし、宗像の発信であるし、人材の発掘につながるのではないか。二つ目は、コミュニティの自由ヶ丘は小学校単位として二つある。赤間は赤間コミュニティと、赤間西コミュニティがあるように、自由ヶ丘も是非、自由ヶ丘南運営協議会を早急に市としては考えて欲しい。
太田会長	条例とコミュニティ運営上の問題点について具体的に意見があつたらどうぞ。
柳瀬委員	単純な質問だが、36条の地域住民は自らの権利と義務・・・の権利と義務について端的に答えて欲しい。
事務局	権利と義務の議論が審議会の中であり、活動せずに外野から出てきて言いっぱなしという人がいる。言うからにはその地域に入り、言ったことを責任を持ってやり、義務を果たしていくという意味で、責任と自覚を持ってと置き換えていけば良いのではないか。
柳瀬委員	分りました。次に、日の里では12町内あり、町内会長の半数以上がくじ引きで当たってやっている。毎年のように、町内会は良いが、コミュニティは嫌という。今年もある町内の方から脱退論が出ていて。大変心配していたが、この条例との絡みで、例えば12町内の町内会のひとつが、コミュニティから脱退ということが出来るかどうか、現実に起こっている問題ではないのかもしれないが、そういう議論が出来てるので聞きたい。
事務局	無責任と言われるかもしれないが、基本的にこの条例が関与するところではなく、基本的に地域の中で考えてもらうこととなる。ただし、これは原則論で、あくまでも市としては、その地域全てがコミュニティ運営協議会に入ってもらうように、積極的に係っていく。
柳瀬委員	よくわかった。例えばある町内では、子ども会連合会を抜け、そのお陰で活性化したという事実もある。祭りの度、2年連続パレード大賞を取っている。動員数は日の里一になった。おもしろいと思う。
事務局	コミュニティの目的の一つだが、市の縦割りの組織をなるべくコンパクトにしたい。その中で住民組織の代表がコミュニティ運営協議会である。全ての住民がコミュニティに係ってこそ、市も協働できると考えている。過渡期ということで、脱退が出ないように、市もフォローする。連合会になると出て行く負担がある。そういう負担もなるべくみんなで分散し、簡素化していきたい。
本村委員	権利と義務で、地域の中に入らないで意見ばかり言っているということについてだが、運営

協議会の活動にあまり積極的に入りたくない人もいると思う。それはそれで、入らないからだめとは言えないと思う。そういう人でも、運営協議会の活動には市の税金が使われているので、意見は言って良いと思うがどうか。

事務局 言ってはいけないという意味ではなく、市としては出来る限り、コミュニティ活動に入ってもらい、その中で議論して欲しいという意味。外から意見だけ述べるのはだめという意味ではなく、意見を述べるなら、出来るだけ中に入って発言してください、ということ。言うからには、責任を持って言い、実行もしてください、というのがこここの条文の趣旨であり、あくまで大原則なので、係りたくないという人の意見を認めないとということではない。

太田会長 条文の中の公開というのは、規則などできちんと決まっていることなのか、それとも、タウンプレスで公開するのか。

事務局 例えばパブリックコメント等を含め、どこですくるかということだが、規則の中で定めている。例えば、コミュニティ・センター、メイトムなど、書いてある。良かったら規則を読んでもらいたい。後ほど規則を配布する。

柳瀬委員 パブリックコメントという言葉が出るが、日本語に訳すとどういう言葉になるか。

事務局 市民意見提出手続となる。行政でパブコメという言い方をしており、分りづらいと思うが。

柳瀬委員 日の里地区では、コミュニティを6年間している（自分は、6年運営委員、2年間副会長）が、未だにコミュニティって何？と言う言葉が毎年出る。そういえば、英語を使い過ぎているという気もする。市の広報などをいろいろ読んでも、市民に多く周知してもらうためにも、なるべく日本語で丁寧に説明した方が良いと思う。パブリックという言葉は、歴史的な言葉で、意味を正確に理解しようとラテン語に遡る。なるべく外国語は使わずに日本語で丁寧に説明するのが必要なことではないか。

事務局 広報でもその議論はしており、出来る限り日本語でかっこ書きをつけるなどの工夫をしていきたい。

岩木委員 コミュニティ活動は、地域活動がいちばん一般的であり、学校区がコミュニティ活動範囲とすると、組長をしている地域の活動と思う。自分の所の話で考えると、22人の組長の意見を集約して、運営協議会に諮り、自治会長に諮り、コミュニティで会議してまた卸すというフィードバックの繰り返しになる。

立石委員 市民参画条例は市民が参画をするのが大前提であり、参画する意欲をそそるPRも必要なのではないか。コミュニティや市民参画に共通目的を設け、対応を図っていくのが必要なのではないか。個々の問題もあるが、せっかく良い条例をここまで作っているので、多くの人に知らせるのも大切だし、知る意欲を持つてもらうことが大切と思う。流れとしては広報紙で出ているので、意欲有る対応を個々的に図っていく必要があると思う。もうひとつは、第1条の「安全でぬくもりのある・・・」とあるが、「ぬくもり」とは何か、あるいは「豊かさ」とは何か、当時条例を作成する中でそういう事をどの程度考えて、言葉として組み込んだかという点も教えてもらいたい。

事務局 1点目の知る意欲への対応ということだが、今、各コミュニティの役員会を廻り、この条例の説明をしている。来月12日に、ボランティアまつりというものの中で、タウンミーティングというものがあり、参画条例をその第1回目のテーマとして、どういうかたちでまちづくりを広げていくべきかを市民と一緒に議論していくことを計画している。更に、来年度から、ルックルック講座として、市民が一定数集まれば、市の職員が出向き、説明する制度があり、その中で市民参画条例も入れて、説明する対応を計画している。その他、意見があれば、出向いて説明していく意向。二点目の、安全でぬくもりのある・・・はどういったことを指すのかということだが、各人でそれぞれ言葉のイメージは違うと思うが、市議会の中での意見

では、今の世の中は、「安全」がとても意識されているし、市民ニーズも出てきている。市民意識調査の中でも、安全が一番、安全に関する政策に重点を置いて欲しいという意見もあつた。こういった市民の意見を踏まえ、なつかつ、市民ひとりひとりが活き活きと活動をし、人と人とのふれあいを通じ、人間のぬくもりを感じ、喜びや、温かみを感じていきたいということで「安全とぬくもり」という表現をし、それがベースとなった暮らしの形を実現していこうというのが、第1条の目的に謳われている。

本村委員

今後の運営協議会の活動の中で、コミュニティ・ビジネスをどう取り込んでいくかが、大きな力になるのではないかと思う。コミュニティ・ビジネスを上手く立ち上げるのは素人にはなかなか難しいと思うので、事務局や市が事例の紹介など、積極的に力を貸してもらう必要があるのではないかと感じるが、市や事務局の考えを聞かせて欲しい。

事務局

市としても2・3年前から、今後コミュニティが自主的に自立を図るうえで、非常に重要な課題と認識している。市は、コーディネート的立場で、事業の紹介や、事業をしていく上の助言等、進めていきたいと考えている。審議会の計画にも盛り込んでもらえば、市としてもやり易い。

太田会長

市民参画条例は、今後の問題に引き継ぐと思うので、一応この問題はこのくらいにし、次のコミュニティ運営上の問題点と、今後の審議内容に入りたい。

～5分間休憩～

太田会長

コミュニティ運営上の問題点と、今後の審議内容について、今まであまり発言していない方の意見を特に述べて欲しい。

北崎委員

今日の会議の全体の内容がやっと見えてきた。今まで、コミュニティの事がよく分らず、学校やその他、今抱えている課題をどうにかできないかと思って来た。進め方についての質問だが、運営上や啓発についていろいろ出て、今までの構造や課題はようやく分ってきたが、基本構想審議会ではこれから何の話し合いをするのか。例えば運営上の問題はいろいろ言われているが、大まかな基本的構想なのか、地域の子ども達の関わりとかの具体的なことか。これから進め方や、自分がどう関わっていくかが見えない。進め方について事務局や会長で考えがあったら尋ねたい。それが分れば、次の会議に備えて勉強する視点が定まる。報償金などの問題はよく分らないが、市民とコミュニティがどう関わるのか、地域の抱える過疎化の問題等、子どもたちとの関わりはどうするのかという事の意見はある程度は持ってきたつもり。前回と今回の会議で重なった部分も多いと思うので、指針を聞きたい。

太田会長

平成9年の宗像市合併前のコミュニティ構想があり、合併を機会として新しい市民の声としてまとめたいというのが市の構想委員会の設立の趣旨と思うが、先ず、コミュニティの概念、参画条例の内容を理解してもらい、今後の審議を進めるということで、今まで、ガイダンス的なところと意見があつたと思う。今後の進め方についてはよく分らないが、事務局からその話も聞きたい。今後の審議内容に移る前に問題点や、思いなどを述べて欲しいと思ったが、先に事務局から意見をもらいます。

事務局

今後の審議内容についての説明をしたい。コミュニティ基本構想なので、大まかな総論のまとめをお願いしたい。コミュニティについてもそれぞれ特色を持った集まりなので、細かい部分においては各コミュニティの取組状況の違いなどから、まちづくり計画に反映されると思う。審議の内容としては、各コミュニティの問題点を挙げながら、基本的な内容をまとめ、具体策を挙げるまでの構想計画をまとめるということになる。

平田委員

2月までは委員が共通認識を持つという意味で、いろいろな問題点を協議し、3・4・5月は市役所からやって欲しいと言う具体的な審議に入る。6・7・8月は、基本計画の策定と認識している。細かい点に入るのは3月からと聞いているがその点はどうか。

- 事務局 来月から具体的な項目を事務局から提示し、それに対し、審議してもらうという予定。今回までは審議内容についての資料は送っていないが、2月の開催に当っては事前に内容についての資料を送り、具体的な議論をしてもらうように考えている。
- 細石委員 会議に参加していても、どんなふうにこの会議がなっていくか分からず、北崎委員と同じような思いを感じていた。来月から具体的な提示を出すと言われたが、市の対応が後手に回り、直前にならないと、計画が知らされないことが多いと感じる。コミュニティの運用に関しても青写真が決まっているのであれば早め早めに出してもらったほうが、議論もし易いし、会議もスムーズになると思う。コミュニティの問題点はそれぞれ時期も違うし、まちまちと思うが、結局各コミュニティが持つ全体的な問題点の解決をしていくという形で良いか。
- 事務局 そのような方向でいきたいと思う。
- 谷山委員 先ず、1997年5月にコミュニティ基本構想が出来、今回、1月1日から施行された市民参画の協働及びコミュニティ活動推進に関する条例が出来、事務局から説明してもらった通りと思うが、コミュニティの基本構想に関して従来のコミュニティとは内容や考え方方が全く違う。今、基本的コミュニティのあり方をここに集まった委員の方々のいろいろな話をもらいながら、先ず、意志の統一というか、こういう基本構想の基で話しましょうという部分を話していった方が良いと思う。2006年の職員研修の欄で、宗像市の市民参画・協働を実践した条例作りというのが4ページに渡って出されている。ガバナンスという雑誌と二つに出ており、これを参考にすれば、宗像市が今後どう進んでいくか、コミュニティをどういうふうにしていけば良いかを把握してもらえるのではないかと思う。次回までに見て頂き理解を深めてもらえると良いと思う。参画条例を作成したひとりとして理解願いたい。
- 塩川（雄）委員 1月1日からのコミュニティの内容がなぜ変わるので教えて欲しい。
- 谷山委員 基本的ものの考え方として、従来のコミュニティは、条例が変わると条例に伴う考え方も変えていかなければならない。勿論現場中心であるが、それに沿った考え方でやっていかなければならない。
- 塩川（雄）委員 具体的な回答をもらえなかったので、コミュニティ課の考えはどうか。
- 事務局 1997年にコミュニティ基本構想を作り、それを基本にリニューアルしてきた。今回リニューアルする際、今は市民参画が中心であるので、市民と一緒に作っていきたいということだが、基本的な考え方は当初と変わらない。活動していく中で、又は、合併等でいろいろな制度が出てきたので、現状に合うようにリニューアルしてきたということであり、相互扶助や地域分権という基本的な考え方は変わらない。
- 塩川（雄）委員 わかりました。
- 柳瀬委員 自分もどう変わるのがということを気にしている。権利と義務が明確に示されたことにより、コミュニティの立場が相当明確になった気がするが、権利と義務という言葉が入ったのは個人的にはどうかと思う。最初20年前（昭和61年）に日の里で区長をし、3度目の区長だが、40年経ち、自治機能が落ちたと思う。過疎問題で、人口は14,000人いるが、所帯数は5,300、人口こそ千人強しか減っていないが、過疎高齢化の現実はひしひしと感じる。自治機能は間違なく落ち、役は決まらず、年配者ばかり組長になるという中で、権利・義務ということが出てくると、それで良いのか、地方分権・地域分権と言うが担い手がいない空洞化している状況と乖離しているのではないかと感じている。役員も決まらず、大変な状況になっているのは間違いない中、条例からは最終ゴールが見えてこない。
- 平田委員 前回も言ったが、市役所を一般の会社に例えると、市長は社長、職員は社員、市民は株主である。市は市民に対するサービスの義務がある。市民は税金を払っているので、サービスを受ける権利がある。だからと言って市役所は一般の会社と違うので市民には配当は無いがそ

の代わり、サービスを受ける権利がある。コミュニティは市役所がその義務を放棄し、その一部を市民にさせる制度と思う。そうなると、サービスを受ける権利は無くなってくる。協働や参画条例という名目で、市民に移管していると思う。三位一体の原点も国は膨大な借金を抱え、それを県や地方に尻拭いさせようとしているのが実態。実際に決まればしないとは言わないが、今も週に4日はボランティアで出ている。1年間8760時間ある中貴重な時間を同士27人と一緒にボランティアをしている。全く無償でしてくれていて感謝している。自分の時間を無償で提供するボランティアは崇高な気持ちである。表の良い事ばかりでなく、裏も知りたい。市長挨拶で、市民に汗をかいてもらう半面、役所はのんびりしてはいけないとあったが、そういう懸念はあると思う。コミュニティを作るには、かなり予算が要る。しかし、活きて運営していくには、10年後20年後どれだけ予算が浮くかとともに長い構想で見て数字で示してもらえば、やる気にもなるが、具体的なものは示されていない。ただ赤字が厳しいからやるというだけでは市民の理解は得られないと思う。

事務局

今、貴重な意見を頂いたが、再認識して欲しいという意味でもう一度話すが、説明にもあつたように、市が今コミュニティを進める目的をいろいろ説明しているが、大きく二つある。一つは住民自治の確立。現在は市が住民から委任を受け、まちづくりをしているが、防犯や環境の問題がある中、行政だけでは隅々まで取り組めないのが実情である。そこで住民も一緒にお互い役割分担していく必要がある。それに伴う財源や権限は委譲する。もう一つは行財政改革ということで、三位一体の話も出たようにこれまでのような行財政サービスが今出来ない状態になっている。今までと同じサービスを受けるために税金を高くするとか簡単な考えではない。こういったことも含め、コミュニティと一緒に進めたいと考えている。基本計画を策定していく中で、ボランティアなどのいろいろな問題や、責任を伴う中、無償でできるのかという問題も議論して欲しい。

谷山委員

国も県も17年度福岡県財政白書を見て、大変なことになると思った。赤字を将来に子ども達に背負わせないということ、NHKでおきまりご近所の・・・というとてもよい番組があり、地域で出来ることは地域で力を併せて少子高齢化の問題になんとかみんなで取り組んでいこうということをやっている。そういう気持ちでこのコミュニティの運営・基本構想をやっていければ楽しい宗像市ができるのではないか。

?

コミュニティ活動により行政サービスの何がどう変わるかよく理解できないのではないか。日常生活の中で何がどう変わったか、何を変えなければならないのかがよく分らない。

事務局

大きな変更は、今までは140くらいの自治会と行政でまちづくりをしてきたが、高齢化や少子化の関係で、コミュニティのエリアを自治会単位から小学校区単位に変えた。これによって住民の生活はどう変わったかとなるとそんなに変わっていない。行政サービスが変わっていないので個人も変わっていない。今後、税収も減る中、行政のサービスをどうするか、住民の意見も聴き、一緒に考えていきながら、まちづくりをしていく。例えば市民参画条例は10年前には殆ど考えられていなかった。コミュニティ活動は平成10年頃からやっていたが、全国的に他の地域でもそういう動きが出ており、一番大きく変わるのは住民が参加していくところにある。

谷山委員

個人的な意見だが、市民のひとりとして行政頼みではなく、ひとりひとりが考え方行動する市民であると考えてもらえば良いのではないかと思う。

太田会長

日の里で40年くらいやってきたが、その時日の里にコミュニティは無かったが、住民自治会の組織がきちんとしており、よくやってきた。となり組があり、その組の中で順番に組長が出て、その組長がいろいろな役割分担をしてきた。現在もそうである。上の部分だけはコミュニティになったが下の部分は変わっていない。順番なりくじ引きなりで決めている。今後、コミュニティを考える上で、一番重要なのは人だと思う。従来の選出方法では意味がない。コミュニティの機能と仕事内容を住民に知ってもらい、その仕事内容も誰にでも出来ない仕事は順番ではなく、こういう人にやってもらう方が良いとかの評価、継続が出来るかが問題と思う。公募により本人の自覚を高め、やる人が出てきた場合、その評価ができるシス

テムが必要。今まで、順番による押し付けもあったので、その人がやろうがやるまいが、評価はできなかつたが、コミュニティでは、成績が上がつた場合と、何もしなかつた人で同じ評価にしてしまうと、それぞれのまちの役割分担によつて、凹凸が出てくる。それではいけない。コミュニティ運営として、市から大金が来てそれを有効に使うためにも、今の自治組織とコミュニティ組織を一本化して考えなければうまくいかないのではないか。会長としてではなく、個人的な意見として参考にしてもらいたい。

大森委員

いろいろ勉強になる意見を聴いた。勉強は苦手で叩上げで今日まできたが、コミュニティは特に先頭に立つ人間には難しいと思う。旧玄海はこういう組織が無かつたので、コミュニティを作ろうということで旧玄海4地区作った。例えば神湊の海岸ではひと風でゴミが沢山寄つて来る。こういう問題を現実にどうするかとなつた時、以前は行政に頼んで片付けをしてもらいたいと思っても、旧玄海は1万足らずの人口で財政も厳しいということで、なかなか進まなかつた。コミュニティ協議会に幅広い人材を動員し、話し合い、ボランティアを立ち上げてゴミ拾いをしようとか、漁協と話して浮遊物は漁協の方で片付けましょうとか、前向きに良いことをやっていこうとしている。報酬の問題も、考えれば情けないところもあるが、そういうことより、自分のまちを守つていく、ゴミの問題もだが、ひとり暮らしのお年寄りの見守りをどうしていくかなど、近所のおばあちゃんに頼んで日常の中でやっていこうとか話す場所を設けてきた。否定的な意見ばかりではなく、良いことは良いことで評価していただきたい。コミュニティ会長をして考えを改めたのは、多くの役員に支えられて活動できる。学校の式典で校長が「大きくなつたら感謝されるような人間になりましょう」と言つてゐるが、学校に行って校長と、「我々のように組織の長として多くの人から支えられる人間になつたら感謝する気持ちを持とう」とよく話す。批判的な考えばかりでは前に進んでいかないので、前向きに良いものは良い、地域の為にやるという気持ちでやつてゐる。神湊も昔よりは衰退しており、そこをどうしていくか話をしている。現場の人間としては良いまちづくりをやつていきたい、そのためには多くの人とものを言つていこうとしている。先ほどからのいろいろな意見を参考に自分のまちを発展させたいと思っているが、良いものを作るために良い協議をしていった方が良いと思う。ここまで来たら小さいことは言わずに、鋼鉄船に乗つて大海原に出て行くという気持ちでやつていかなければ大事な組織は出来てこないと思う。

本村委員

今後のコミュニティ活動が成功し、みんなが住み易いまちと実感するには、コミュニティ・ビジネスをどう成功させるかが大きな課題ではないかと思う。ただ、参加しなさいではなく、コミュニティ・ビジネスの課題を作り上げ、成功させていくということにより、行政サービスが実感できると思う。自分のまちにも家に籠つてゐる年寄りが多いが、その人たちに対するサービスがビジネス的に成り立たないか、そういう事例の紹介を行政が呼び水としてやってもらいたい。

谷山委員

福岡県ではコミュニティ・ビジネスについての相談会がある。アクロスではコミュニティ・ビジネスについての講座がある。要望があればどんどん市に言つたらどうか。必要があれば自分も情報を持っているので、個人的にでも伝えたい。

太田会長

時間が迫つてきたので、今後の審議内容について事務局からどうぞ。

事務局

コミュニティ運営上の問題点についていろいろ挙げてもらつてあるが、時間をかけたい項目課題はどんなものか。

塩川（雄）委員

当初のコミュニティ活動の内容がまだ理解されていないのではないかと思う。今のコミュニティがどう変わつてきたかなど、理解が浅いと思う。

太田会長

もう少し、問題点について話し合いたいという意見と、事務局から示された審議内容に入るという二つの選択肢があるが、どうか。

北崎委員

運営上の問題点とか、方向性を分類しないと、総論でいくと話があつちこっちは飛ぶ。今日の話で、平田委員の発言が良く分つた。市民がケアされ、且つ、行政サービスの担い手にな

らなければいけない。自分達がしっかり気持ちを持っていかなければいけない。但し、小学校も赤間以外は生徒数が減っており、その子ども達と増えている年寄りをどうタイアップするかが教育界の課題である。コミュニティ・センターを自由ヶ丘南に作って欲しいと言われたが、学校の敷地内に作ったらどうか。休み時間に子ども達がおじいちゃんおばあちゃんと遊んだら良いと思う。お年寄りと子どもの融合などの話し合いの部会があつたらという思いがある。ある程度整理し、話の方向性を決めて欲しい。

岩木委員

7年前自由ヶ丘や日の里でがちゃがちゃして散々たる常態だった。その時、下から見ていてAさんがいたとして、それに反対する勢力があり、自民党の子派閥のようにやっていた。その時からずっと言い続け、会長歴2年で大体出来たと思うのは、コミュニティというのは、自由ヶ丘一万五千数人の自治会員がいるが、コミュニティは自治会協賛ですと言い、住人がいろいろな建設的な意見を出し、まとまつたら、その地区ひとりひとりに理解してもらう。命令ではなくお願いをするしかできないこともある。9人の自治会長たちは本当によくやって出来上がってきている。それを引き継いでいこうと思っているが、もっと多くの方に自治会に参加してくれるようお願いして欲しい。各地区13通りが特色をもつてやって良いと思う。それを一色単にしようとするとうまくいかない。自由ヶ丘は吉武に学ばなければいけないとずっと言っていた。

太田会長

今後の審議方針が問題点となっているが、ひとりづつ問題点を事務局に送ってもらい、それを一覧表にしてもらい、審議の内容をどこからやっていくかというふうにしたらどうか。

委員

同意

太田会長

総論でいくと話があちこちに飛びまとまらないので、それぞれの意見提出をしてもらい、事務局でまとめてもらい、事前に配布してもらい、ここで集めて審議していくみたいがどうか。

委員

同意

太田会長

いつまでに提出してもらうか。

事務局

この次の審議が2月22日なので、15日までに送付するとなると、2月4日又は6日までくらいでどうか。

太田会長

それでは2月6日までに意見を紙にまとめるなり、ファックスなり、その他通信手段により事務局に必ず一人いくつか提案願います。それに併せて事務局が審議内容の大綱を作り、方向性を見出していきたい。

事務局

ファックスの場合は37-3046コミュニティ課まで。様式は統一しないが差出人は必ず分るように。

太田会長

氏名、問題点を箇条書きにしたもの、その理由など。あまり沢山書かれるとどこが問題点かわからないので、箇条書きで簡単明瞭にお願いします。また、その想いは沢山書いてもらって良いです。

事務局

メールアドレスは後ほど知らせます。次回は問題点の整理で良いか。事務局からの項目の提示についてはどうするか。

太田会長

併せてそれも今後の予定として提示してもらうと、委員の考えになると思う。

事務局

分りました。市民参画条例の説明の際、要望のあった規則を配っているのでよろしくお願ひします。

～終了～

以上